

各種申請書や届出書に

マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

記入が必要となる時期は、制度によって異なります。

各種申請書や届出書にマイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

各種申請書や届出書を提出する際は…

◎本人確認をさせていただきま

申請の際に本人の身元がわかる書類をお持ちください。

◎本人が申請に来られない場合、委任状が必要になる場合があります

申請の内容によっては本人以外の方では、申請が出来ない場合があります。

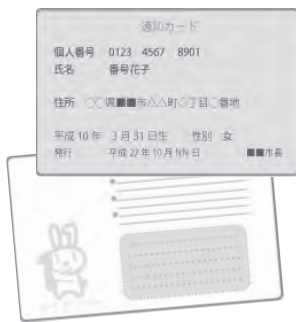
詳しくは各課問い合わせ先にご相談ください。

（問い合わせ時間 平日午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く）

マイナンバー制度について

平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送され、お一人おひとりに固有のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

通知カードのほか、平成28年1月以降、個人番号カードも希望により交付を受けることができます。いずれのカードにもマイナンバーが記載されています。



市役所で取り扱う各種申請・届出のうち、原則としてマイナンバーを記入・提示が必要となるものは、現在のところ次のとおりです。

*記入が必要となる時期など、運用については制度によって異なります。

国民健康保険関係

- 資格取得・喪失と届出、氏名変更の届出、世帯変更の届出など異動にかかる届出
- 療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・出産育児一時金・葬祭費などの支給申請
- 限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定）の申請
- 被保険者証、高齢受給者証の再交付申請

後期高齢者医療制度関係

- 資格取得・喪失の届出、氏名変更の届出、住所変更の届出
- 療養費・高額療養費・高額介護合算療養費の支給申請
- 限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定）の申請
- 被保険者証の再交付申請

問い合わせ先

市役所保険年金課
（内線123～127）

介護保険関係

- 資格取得・喪失の届出、氏名変更の届出、世帯変更の届出などの異動にかかる届出
- 福祉用具購入費・住宅改修費などの支給申請
- 要介護（要支援）認定（新規・更新・変更）、限度額認定、基準収入額適用の申請
- 被保険者証・負担割合証の再交付申請

問い合わせ先

市役所介護高齢課
（内線172～174）

市税関係

- 市民税の減免申請など
- 固定資産税の減免・減額申請、住宅用地の申告など
- 償却資産に関する申告
- 納税管理人の申請

など

問い合わせ先

市役所税務課
（内線352～357）

福祉関係

- 自立支援給付（介護給付・訓練等給付・補装具・精神通院・更生医療・育成医療など）に関する各種申請
- 障がい児通所給付に関する各種申請
- 身体・精神手帳に関する各種申請
- 特別障害者手当などの申請
- 生活保護の申請
- 特別弔慰金の申請

など

問い合わせ先

市役所福祉課
（内線160～167）

母子保健関係

- 予防接種関係事務
- 母子保健関係事務

など

問い合わせ先

市役所健康推進課
（内線411～413）

児童福祉関係

- 保育所利用に関する各種申請
- 児童クラブ利用に関する各種申請
- 児童手当に関する各種申請
- 児童扶養手当に関する各種申請

など

問い合わせ先

市役所児童課
（内線152～155）

学校教育関係

- 就学援助補助金申請（市立小中学校）
- 私立幼稚園就園奨励費補助金申請

問い合わせ先

市役所学校教育課
（内線522～523）

マイナンバー制度について（最新情報・問い合わせ）

よくある質問（FAQ）や詳しい情報は、内閣官房のマイナンバー（社会保障・税番号制度）制度のホームページに掲載しています。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問い合わせ先

☎（0570）2010178
（全国共通ナビダイヤル）
開設時間
平日午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）

被保険者証等再交付申請書

個人番号

